

公社債の税率				
		現行 ～平成27年12月31日	改正後 平成28年1月1日～	
内容	所得区分	公社債等	特定公社債等	一般公社債等
利息・利子	利子所得	源泉分離課税(申告不要) 20%(所得税15%、住民税5%)	申告分離課税 20%(所得税15%、住民税5%) ※源泉徴収ありの特定口座の場合、申告不要ですが、その場合、譲渡損失との損益通算はできません。	源泉分離課税(申告不可) 20%(所得税15%、住民税5%)
売却益・譲渡損益	譲渡所得	非課税		
償還差益	雑所得	総合課税 所得税5%～45%超過累進税率 住民税10% ※割引債は発行時18%の源泉分離課税 (所得税18%、住民税非課税)	譲渡所得として申告分離課税 20%(所得税15%、住民税5%) ※源泉徴収ありの特定口座の場合、申告不要 ※確定申告により3年間損失の繰越控除が可能	譲渡所得として申告分離課税 20%(所得税15%、住民税5%)

※所得税においては、平成25年から平成49年までの間に生じる所得について、確定申告や源泉徴収の際には、表中の税率とは別に2.1パーセントの復興特別所得税が課されます。
 ※平成28年1月1日から特定公社債等についても、特定口座で計算される所得の対象として受入れることができるとされました。
 ※平成28年1月1日以降、特定公社債等の利子等については、利子割(住民税5パーセント)の課税対象から除外した上で、配当割の課税対象とされます。
 ※源泉徴収選択特定口座内の特定公社債等の譲渡所得として申告した場合、株式等譲渡所得割の課税対象とされます。